

子どもに対する暴力撲滅行動計画

2021年8月

関係府省庁連絡会議

(内閣府、警察庁、法務省、
外務省、文部科学省、厚生労働省)

目次

I 序論	1
1 国際社会の動向	1
2 日本の取組	1
3 行動計画策定の意義.....	1
4 GPeVAC の主要原則及び INSPIRE.....	2
II 優先して取り組むべき課題	2
III 子ども参加（含む、子どもパブコメ）	3
1 子ども参加の重要性.....	3
2 「子どもパブコメ」の実施概要.....	3
3 「子どもパブコメ」の結果概要.....	3
IV 各分野における取組	4
1 虐待	4
【現状】	4
（1）児童相談所等における児童虐待等に関する相談対応件数.....	4
（2）児童虐待に係る人権相談及び人権侵犯事件の件数.....	5
（3）児童虐待事案の検挙件数.....	5
【具体的な取組】	5
（1）児童虐待の発生予防、早期発見.....	5
（2）児童虐待発生時の対応.....	6
（3）児童虐待を受けた児童の保護、家族再統合支援及び自立支援.....	6
（4）体制強化を含む対策の推移.....	6
（5）関係機関との連携.....	8
（6）新型コロナウイルス感染症.....	8
2 性的搾取等・性暴力	9
【現状】	9
（1）児童の性的搾取等.....	9
（2）JK ビジネス.....	10
（3）人身取引（性的サービスや労働の強要等）.....	10
【具体的な取組】	10
（1）児童の性的搾取等.....	10
（2）JK ビジネス.....	11
（3）人身取引（性的サービスや労働の強要等）.....	12
3 いじめ	12
【現状】	12
（1）小学校、中学校、高等学校における暴力行為、いじめ等の児童生徒の問題行動等について全国の状況.....	12
（2）いじめに係る人権相談及び人権侵犯事件の件数.....	12
【具体的な取組】	12
（1）犯罪行為となるいじめ.....	12
（2）いじめの認知及び学校の組織的対応の促進.....	12
（3）新型コロナウイルス感染症.....	13
4 体罰	13
【現状】	13
体罰に係る人権相談及び人権侵犯事件の件数.....	13
【具体的な取組】	13
（1）学校における体罰.....	13

(2) 家庭における体罰.....	14
(3) 施設等における体罰.....	14
5 その他の分野における現状及び関連の取組	14
(1) スポーツにおける暴力.....	14
(2) 子供・若者育成支援.....	15
V 今後の行動計画の実施に関するマルチ・ステークホルダーの連携.....	15

I 序論

1 国際社会の動向

子どもに対する暴力の撲滅は、国際社会が一致して取り組むべき課題として、広く認識されてきている。1959年には、「児童の権利に関する宣言」が国連総会で採択され、1979年は「国際児童年」として定められた。同年、国連人権委員会の下に作業部会が設置され、世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取等困難な状況におかれている子どもがいるという現実を目を向け、子どもの権利を国際的に保障、促進するため、「児童の権利に関する条約」（以下、「児童の権利条約」という。）の検討が開始された。その後、多くの国連加盟国政府、国連機関等が参加し、10年間にわたる審議を経て、児童の権利条約が国連総会で採択された。

暴力からの子どもの保護は、1990年の「子どものための世界サミット」、2002年の「国連子ども特別総会」（於：国連本部）においても国際社会が取り組むべき課題として共有された。また、2006年には国連事務総長により、国連による初めての「子どもに対する暴力に関する調査報告書」が国連総会に提出され、児童の権利委員会は同年及び2011年にそれぞれ一般的意見8号「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利」及び同13号「あらゆる形態の暴力から解放される子どもの権利」（2011年）を採択した。さらに、2015年9月には国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、ターゲット16.2に「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」と掲げられると、2016年7月には、UNICEF及び子ども関連の国際NGOが中心となり同ターゲットの実現を目的として「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」を設立した。このように、近年、子どもに対する暴力の撲滅は引き続き国際社会の共通の関心事項及び課題となっている。

2 日本の取組

日本としても、1959年に国連総会で採択された「児童の権利に関する宣言」に先駆けて、1951年に児童憲章を採択し、1994年4月に児童の権利条約を締結して以来は、本条約の精神を踏まえて、児童の権利委員会による政府報告審査のプロセスを経つつ、子どもの権利の保護・促進に努力してきている。また、2004年には「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約選択議定書」、2005年には「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約選択議定書」を批准した。こうしたコミットメントは、2019年に児童の権利条約採択30周年を機に児童の権利委員会を通じて発出した誓約（プレッジ）でも明確に述べられている。¹

また、人間の安全保障の理念の下、SDGsが目指す「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、子どもに対する暴力撲滅を日本におけるSDGs実施計画である「SDGsアクションプラン」に盛り込み、取組を進めてきている。

日本は2018年2月に、GPeVACのパスファインディング国（参加国）入りを表明し、最高意思決定機関である理事会のメンバーとしてもGPeVACの活動に積極的に関与している。今回、パスファインディング国として、自国の子どもに対する暴力をなくすために本行動計画を策定した。

3 行動計画策定の意義

日本は、子どもの権利を守るため、国内においても法律の整備、基本方針の策定、具体的な行動計画の策定、地方公共団体や学校に対するガイドラインの策定など、様々な取組を行ってきている。また、子どもの人権を含む一般的な人権教育及び人権啓発については、人権教育啓発推進法に基づき策定された人権教育・啓発に関する基本計画等を通じて

¹ <https://www.ohchr.org/Documents/HRBodies/CRC/30Anniversary/Pledges/Japan.pdf>

推進している。こうした中で、依然として、虐待、性的搾取等、いじめ、体罰を始めとする子どもに対する暴力²は深刻な社会問題となっている。本行動計画策定に際して日本ユニセフ協会及びヤフー株式会社が子どもを対象にインターネット上で実施した調査（子どもパブコメ）においては、約7割の回答者が自らこうした暴力を受けた、または、他人に対する暴力を見聞きしたと答えている。

こうした点を踏まえ、本行動計画策定では、子どもに対するあらゆる形態の暴力をなくすために、GPeVAC の取組を始めとした子どもの暴力撲滅における国際的な動向を踏まえつつ、日本における課題に対処するとの観点から、市民社会の意見や「子どもパブコメ」等を通じて得られた子どもの声を踏まえつつ、これまで積み重ねられた様々な取組を含めて子どもに対する暴力をなくすための取組を幅広く取り纏めた。日本政府は、SDGs のターゲットである「子どもに対する暴力撲滅（ターゲット 16.2）」の 2030 年までの達成を目指し、本行動計画を策定した。ここに示された取組を今後も各ステークホルダーと連携しながら見直し改善していくことを通じ、ターゲット 16.2 の達成を目指していく。さらに、日本政府は GPeVAC のパスファインディング国として、この行動計画をもって各分野における日本の慣行や取組を世界に発信することにより、世界における子どもに対する暴力撲滅に向けた機運を更に高め、各国における子どもに対する暴力をなくすことに貢献していく。

4 GPeVAC の主要原則及び INSPIRE

GPeVAC の「戦略文書 2016-2020」においては、「すべての子どもが暴力を経験せずに成長する世界」とのビジョン及び「子どもたちにとってより安全な社会をつくり、あらゆる場における子どもに対する暴力をなくす」ミッションが掲げられている。また、「権利に焦点を当てること（Rights Focused）」、「子ども中心（Child Centered）」、「普遍性（Universal）」、「ジェンダーへの配慮がなされていること（Gender Sensitive）」、「包摂性（Inclusive）」、「透明性（Transparent）」、「エビデンスに基づくこと（Evidence Based）」、「成果を生み出すこと（Result Oriented）」との原則が提起されている。

また、2016 年に世界保健機関（WHO）が取り纏めた、子どもに対する暴力に関する様々な機関の取組から得られた多数のエビデンスをもとに子どもに対する暴力をなくすための 7 つの戦略を明らかにした INSPIRE³においては、分野横断的な取組が訴えられている。

本行動計画の実施にあたっては、子どもに対する暴力撲滅に取り組むために、上記主要原則及び INSPIRE が重視される。

II 優先して取り組むべき課題

本行動計画策定にあたっては、2018 年 12 月以降、関係省庁、有識者、市民社会等マルチ・ステークホルダーにより構成される「子どもに対する暴力撲滅円卓会議」及び「子どもに対する暴力撲滅円卓会議ワーキング・グループ」を開催し、国内の子どもに対する暴力撲滅において優先して取り組むべき課題を特定する作業を行った。同円卓会議及び同ワーキング・グループにおいては、優先課題として「虐待」、「性的搾取等」、「いじめ」、「体罰」が挙げられ、これらの分野を中心に行動計画が策定されることとなった。

これらの分野における子どもに対する暴力は増加傾向にあり、統計上も顕著に現れている。たとえば、1990 年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は 1,101 件だった

² GPeVAC の「戦略文書 2016-2020」においては、子どもに対する暴力を「個人、又はグループによって行われる、子どもの健康、生存、成長、尊厳を損なう、又は損なう可能性のあるすべての形態の危害」と定義されている。

³ INSPIRE は、①法の施行と執行、②規範と価値、③安全な環境、④保護者・養育者への支援、⑤収入・経済力向上、⑥対応・支援サービス、⑦教育とライフスキルという 7 つの戦略と、「マルチセクターによる行動と連携」および「モニタリングと評価」という 2 つの分野横断的な活動から構成される（「INSPIRE Seven Strategies for Ending Violence Against Children」(WHO, 2016 年) 参照)。概要版は以下 URL を参照。<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/246212/WHO-NMH-NVI-16.7-jpn.pdf?ua=1>

のに対し、2018年度は159,838件と140倍以上に増加。また、児童買春・児童ポルノ禁止法違反による検挙人員は増加傾向にあり、2019年は2,812人であった。いじめの分野においても、2018年度の調査結果に基づく、小学校、中学校、高等学校におけるいじめの認知件数は543,933件であり、前年度に比べ約31%増加している。学校における体罰は減少傾向にあるものの、近年保護者がしつけの一環である体罰と称して児童虐待が行われるなど、家庭における体罰が問題となった。

こうした子どもに対する暴力に対する状況は、子ども自身によっても確認されている。先述のとおり、子どもパブコメにおいては、約7割の回答者が自ら暴力を受けた、または、他人に対する暴力を見聞きしたと回答している。こうした暴力の類型については、いじめ、虐待、体罰、性的搾取の順に多く、その傾向に男女間、年齢層別で大きな差は見られなかった。

これらを踏まえ、本行動計画では、「虐待」、「性的搾取等・性暴力」、「いじめ」、「体罰」の4分野を中心に上げ、以下「4各分野における取組」において、現状と具体的な取組について詳述する。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、子どもに対する様々な影響が懸念されている。子どもに対する暴力という観点からは、学校等の休業や外出自粛により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待等のリスクが高まっている。また、新型コロナウイルスを理由としたいじめも懸念されている。本行動計画においては、こうした新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組についても言及する。

Ⅲ 子ども参加（含む、子どもパブコメ）

1 子ども参加の重要性

児童の権利条約第12条は、締約国が子どもの意見を表明する権利を確保する旨と定めており、子ども参加は同条約の重要な柱の一つと言える。また、SDGsにおいて子ども・若者が目標達成における「重要な主体」と位置付けられる中、各国で、会議への参加等様々な形の子どもの参加が図られている。

2 「子どもパブコメ」の実施概要

2019年8月28日から10月7日までの間、本行動計画策定の一環として、日本ユニセフ協会とヤフー株式会社がインターネット上で本行動計画に関する子どもを対象とするパブリックコメント（「子どもパブコメ」）の募集を行った。「子どもパブコメ」の呼びかけは、Yahoo!きっず⁴、日本ユニセフ協会及び外務省のホームページ掲載並びに同協会及びヤフー他情報通信技術（ICT）企業によるSNSを通じて行われ、933件の回答（有効回答数796）を得た。回答では、暴力が切実な問題として子どもたちに認識され、周囲の大人や既存の相談窓口等で拾いきれていない多くの声があることが示唆された。

3 「子どもパブコメ」の結果概要

年齢別内訳では9～11歳が47%を占め、性別では女子が72%、男子15%であった（「回答しない」は13%）。なお、回答者に女子が多かったが、この年代のインターネット利用については、投稿系のサービスは女子が熱心に参画する傾向があり、今回の男女比について他のサービスとの有意な差は認められなかったため、暴力というテーマに対する興味関心の度合いに男女間の違いについては、この調査結果からは判断できない。回答においては、「自分自身と周囲の人について、暴力を受けたこと、見聞きしたことがあるかと」との質

⁴ Yahoo!きっず (<https://kids.yahoo.co.jp/>) は1997年に「未来を担う子どもたちにインターネットの楽しさを！」という思いから開始されたサービスで、全国の多くの小学生に主に学校の授業における調べ学習などで活用されている。

問に対し、68%が「はい」と答えた。「はい」と答えた子どもにその類型を尋ねたところ、いじめ、虐待、体罰、性的搾取の順に多く、その傾向に男女間、年齢層別で大きな差は見られなかった。

また、自由記述形式で、「暴力をなくすために大人に求めること」、「自分たちができると思うこと」を尋ねたところ、それぞれ有効回答の8割以上で記入があり、中には被害に遭っている当事者と思われるものも含まれていた。大人に対してのメッセージとしては、「子どものSOSに気づいてほしい」、「相談しやすい環境を作り子どもの声をしっかり聞いてほしい」等の声が多く、相談先としては、家族、先生等の身近な大人にまずは相談したいとの声に加え、第三者や専門家に相談したいとの声の両方が挙げられた。さらに、「自分がされていることが虐待だと知らなかったので小さいうちから教えてほしかった」等暴力について子ども自身に教えてほしいとの意見も多かった。大人に対する啓発の強化や昔の考えに捉われず暴力に対する考え方を見直してほしいとの意見もあった。いじめについては、一斉のアンケートでは記入しにくいとして改善を求める声も多く寄せられた。子ども自身ができることとしては、いじめの予防・対処・相談の他、子ども自身が人権について学ぶ、解決能力を身につける等が挙げられた。

子どもたちから寄せられた意見は、本行動計画策定に関わる関係府省庁及び市民社会関係者に共有され、これを踏まえた策定作業が進められた。また、今後、関係府省庁において、関連する取組の検討を行う際には、今般、子どもたちから寄せられた意見等を考慮することとする。

IV 各分野における取組

各分野において、上記子どもパブコメを通じて得られた子どもの声及び以下の現状を踏まえながら、SDGsターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」を目標とし、以下の具体的な取組を確実に進めていく。

また、子ども自身が子どもの権利を認識できるよう、学校教育において、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための教育指導及び教員研修を進めていく。

1 虐待

【現状】

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国の将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものである。児童虐待に関する児童相談所での相談対応件数は増加傾向にあり、また、2018年度に児童が虐待により死亡した事件は年間73件程度となっている。

(1) 児童相談所等における児童虐待等に関する相談対応件数

児童虐待に関する統計は、1990年度から全国の児童相談所において対応した児童虐待相談の件数等に関して集計を行っている。この統計で見ると児童相談所における児童虐待相談対応件数は毎年増加しており、1990年度は1,101件であるのに対し、2019年度は193,780件となっている。

年次	児童相談所に置ける児童虐待の相談対応件数(直近10年)	年次	児童相談所に置ける児童虐待の相談対応件数(直近10年)
2010年度	56,384	2015年度	103,286
2011年度	59,919	2016年度	122,575

2012年度	66,701	2017年度	133,778
2013年度	73,802	2018年度	159,838
2014年度	88,931	2019年度	193,780

(2) 児童虐待に係る人権相談及び人権侵犯事件の件数

2019年中に、法務省の人権擁護機関に寄せられた児童に対する暴行・虐待に係る人権相談件数は1,634件、同機関が調査を開始した人権侵犯事件数は413件となっている。

(3) 児童虐待事案の検挙件数

2019年中の児童虐待事案の検挙件数は1,972件、検挙人員は2,024人と、統計をとり始めた1999年以降、過去最多となった。また、態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の約8割を占めている。

【具体的な取組】

上記のような現状に対し、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関があらゆる手段を尽くすとの観点から、我が国は以下の具体的な施策を着実に実施していくとともに、地方公共団体や学校等の関係者に対する周知を行っていく。

(1) 児童虐待の発生予防、早期発見

(妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援)

虐待予防の観点からは、孤立しがちな子育て家庭を早期に発見し、支援につなげる必要があるため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っている。

具体的には、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場や生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握等を行い、市町村に設置される子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行っている。

また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を実施している。

なお、上記の施策を更に推進するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に関する基本法である「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」が、2018年12月に成立し、2019年12月に施行されている。今後こうした取組を進めていく。

(児童虐待の早期発見)

児童福祉法・児童虐待防止法において、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を発見した者は、都道府県や児童相談所等へ通告しなければならない。特に、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師等職務上児童虐待を発見しやすい立場にある者については、早期発見に努めることとされている。

また、児童虐待に対応する相談・通告窓口としては、最寄りの児童相談所に24時間・365日つながる「児童相談所虐待対応ダイヤル189」を整備し、周知している。

さらに、2004年以降、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する集中的な広報・啓発活動を実施している。今後こうした取組を進めていく。

(2) 児童虐待発生時の対応

上述のとおり、保護者に監護させることが不相当であると認める児童や児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村、児童相談所等へ通告しなければならないこととなっている。

都道府県知事や児童相談所長等は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの状況、置かれている環境などの状況を把握するために一時保護を行うことができる。一時保護は原則2ヶ月を超えてはならず、親権者等の同意なくこれを超える場合には、家庭裁判所の承認が必要とされる。

さらに、都道府県知事や児童相談所長等は、保護者たる親権者又は後見人が子どもを虐待し、著しく監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその児童の福祉を害する場合において、その児童を児童の里親等への委託又は児童福祉施設への入所を行う等の措置をとることができる。また、都道府県知事等は、事後措置として施設長等に対し、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができることとされている。今後も児童虐待発生時に迅速かつ適切な対応を行っていく。

(3) 児童虐待を受けた児童の保護、家族再統合支援及び自立支援

我が国においては、保護者による児童虐待等の場合の措置として、都道府県等により、児童の里親等への委託又は児童福祉施設への入所を行う場合等があるが、親元で暮らせない子ども達も、できる限り家庭的な環境で育つことが出来るようにしていくことは重要であり、2016年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、家庭と同様の環境である里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進めている。なお、里親に対しては、都道府県が、相談や情報提供等の支援を行っている。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子ども等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援している。

なお、里親家庭や施設等に措置された子どもに対する当該里親や施設職員等による虐待は、「被措置児童等虐待」として禁止されており、また、里親家庭や施設等に対しては、児童間の暴力（性的暴力を含む。）について防止する取組を求めている。

施設入所等の措置解除後の子どもが家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保護者に子どもへの接し方等の助言やカウンセリングを実施する。さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子どもの安全確認、保護者への相談・支援等を実施している。

児童養護施設等に入所していた子ども等に対しては、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子ども等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図るなど、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築していく。今後もこうした取組を進めていく。

(4) 体制強化を含む対策の推移

我が国では、児童の虐待防止を強力に推進しており、法改正も含め、施策の不断の見直し、対策の強化を行ってきている。近年策定・実施している以下のような対策や法改正に基づき、今後も積極的に施策を推し進めていく。

ア 児童福祉法及び児童虐待防止法等の一部を改正（2016年）

2016年、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、子どもが権利主体でありその意見が尊重され最善の利益が優先して考慮されることを明記するなどして児童福祉法の理念を明確化する

とともに、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるために児童福祉法等の一部が改正された。

イ 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（2018年）

児童虐待による死亡事例が発生したこと等を受けて、2018年7月、「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。

緊急総合対策では、子どもの安全確認ができない場合の立入調査の実施や児童相談所と警察の情報共有ルールの明確化など全ての子どもを守るためのルールの徹底、児童相談所や市町村の体制・専門性強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の策定を行うこととされた他、相談窓口の周知等の児童虐待の早期発見・早期対応、適切な一時保護の実施、適切な司法関与の実施、保護された子どもの受け皿確保等を講じることとしている。

これを受け、2019年度から2022年度までの4年間で、児童相談所の児童福祉司を2,020人程度増員することや子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することなどを盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を2018年12月に関係府省庁の会議において決定したところ、これを着実に推進していく。

ウ 都道府県社会的養育推進計画の策定要領（2018年）

計画的に、里親等委託を推進するため、2018年7月に「都道府県社会的養育推進計画策定要領」を各都道府県に対して通知し、2019年度末までに里親等委託率の数値目標を含む計画を策定するよう依頼し、2020年8月に公表。国としては、都道府県がその計画を着実に実行できるよう必要な支援策を講じるとともに、里親委託率の引き上げの進捗と里親に委託する子どもの状況について丁寧にフォロー・評価し、支援の在り方や進め方について検証していく。

エ 児童虐待防止対策の抜本的強化について（2019年）

2019年3月には、関係閣僚会議において、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を強化する内容とする「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定した。

同決定では、児童相談所と警察の連携を強化することに加え、一時保護所において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備の促進、子どもの権利擁護のための相談窓口や第三者委員の設置等一時保護所の体制を強化することなどが定められている。

これらの対策に基づき、引き続き地方交付税措置を含め予算等において、所要の措置を講じていく。

オ 児童福祉法及び児童虐待防止法等を改正（2019年）

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の決定にあわせて「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法案は、国会での審議を経て、2019年6月に成立した。この改正法では、主に、児童の権利擁護として、親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと、児童相談所の体制強化として、都道府県等は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずること、都道府県等は児童相談所の行う業務の質の評価を行うよう務めること、児童相談所の設置促進として、児童相談所の設置に関する参酌基準を定めること、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずること、関係機関間の連携強化として、DV対策との連携強化のため、配偶者暴力相談支援センター等の職員は児童虐待の早期発見に努めることなどが定められてい

る。

また、同法附則の定めに従い、中核市等における児童相談所の設置促進のための国の支援、児童家庭福祉に関わる者の資質の向上を図るための方策、児童の権利擁護の在り方、一時保護その他の措置に係る手続の在り方、民法の懲戒権の規定の在り方等について検討を始めており、これを進めていく。

(5) 関係機関との連携

児童の虐待防止は多岐に亘る関係者との協力が必要であり、我が国においては、以下のとおり、関係機関が連携して取り組んでおり、今後も緊密な連携を図っていく。

児童を迅速且つ適切に保護するためには、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しつつ、連携して対処することが重要となることから、厚生労働省においては、関係機関による児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際の児童相談所への確実な通告の実施、通告に際しての事前照会の徹底等、関係機関と児童相談所等との情報共有を図るとともに、必要に応じて関係機関に対し地域の要保護児童対策地域協議会への参加を促すなど、児童相談所や関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。

学校における児童虐待への対応に当たっては、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが重要であり、文部科学省においては、通知や研修等を通じて学校・教育委員会に対しその趣旨の周知徹底に努めている。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「子どもの人権 110 番（フリーダイヤル）」を設置するとともに、「子どもの人権 SOS ミニレター」（便箋兼封筒）を全国の小・中学校に配布するなど、子どもが相談しやすいような様々な手段を用意している。また、このような相談等を通じて児童虐待事案等の情報を認知した場合は、事案に応じて、児童相談所などと連携し、子どもを一時保護につなげるなど適切な対応をとり、被害を受けた子どもの救済に努めている。

検察・警察・児童相談所においては、児童の心理的負担等に配慮して、協同面接（代表者聴取）等の取組を行っている。

警察では、緊急総合対策を踏まえ、児童相談所との情報共有の強化、児童相談所からの援助要請への確実な対応等を推進している。

また、2019年2月及び3月の関係閣僚会議決定において、児童相談所への警察OB等の配置を進めることや、学校・教育委員会における虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合、学校と教育委員会が組織的に対応するほか、市町村・児童相談所・警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応することなどが示されており、これらの決定も踏まえ、関係機関との連携を強化し、子どもの安全確保を最優先とした取組を推進している。

(6) 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校等の休業や外出自粛により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待等のリスクが高まったことを受け、「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施している。同アクションプランは、要保護児童対策地域協議会が中核となり、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に見守る体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保すること等を目的とし、各自治体により実施されている。具体的には、支援対象児童等について、電話・訪問等により定期的な状況把握を行うとともに、状況把握の結果を同協議会で集約し、必要に応じて

支援・措置（児相による一時保護等を含む）につなげている。

2 性的搾取等・性暴力

【現状】

（1）児童の性的搾取等⁵

児童ポルノの製造や児童買春を始めとする児童の性的搾取等は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であり、断じて許されるものではない。しかも、児童の性的搾取等は、児童を守り、育むべき大人たちの手により、また、インターネットを通じ、時と場所を超え、長期かつ継続的に被害児童を傷付けることも多い。

児童買春事犯等（児童買春、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例）の検挙人員は、近年増加傾向にあり、2019年は2,037人となった。児童ポルノ事犯の検挙人員は2,116人で、前年より減少したが、引き続き高い水準にある。

また、SNS利用に起因して児童買春等の被害に遭う児童の数も増加を続けている。

性的搾取に関する主な福祉犯検挙人員の推移(2015～2019年)

区分	年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
児童買春事犯等		1,918	1,936	2,057	2,010	2,037
児童買春・児童ポルノ禁止法(児童買春事犯)		630	701	841	725	696
児童福祉法(児童に淫行をさせる行為)		309	244	197	184	134
青少年保護育成条例(淫らな性行為等)		979	991	1,019	1,101	1,207
児童買春・児童ポルノ禁止法(児童ポルノ事犯)		1,483	1,531	1,703	2,315	2,116

SNSに起因する事犯の被害児童数の推移(2015～2019年)

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
1,652	1,736	1,813	1,811	2,082

⁵ 児童に対する性的搾取（児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（1999年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）第2条第2項に規定する児童買春をいう。以下同じ。）、児童ポルノ（児童買春・児童ポルノ禁止法第2条第3項に規定する児童ポルノをいう。以下同じ。）の製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法（1947年法律第164号）第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。）及びその助長行為（児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供及び児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいう。）をいう。出典：「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務の基本方針について」（2016年3月29日閣議決定）

(2) JKビジネス

近年、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により子どもが性的な被害に遭う問題などが発生している。⁶

JKビジネスにかかる問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるため、政府を挙げて、その根絶に取り組む必要がある。

(3) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。買春などの性的搾取を含む人身取引の被害者の多くは女性や児童であるが、性別や国籍を問わず、被害者となり得る。また、18歳未満の児童を搾取の目的で支配下に置くなどした場合は、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられない場合でも、人身取引とされる。人身取引対策に対する国際社会の関心は高い。日本政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、国際社会と協調しつつ、対策に取り組んでいる。

【具体的な取組】

(1) 児童の性的搾取等

2017年4月に内閣総理大臣を長とした犯罪対策閣僚会議において、「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）が策定された。同計画は、

- ① 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
- ② 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
- ③ 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
- ④ 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
- ⑤ 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
- ⑥ 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

を柱とし、児童の性的搾取等の撲滅に向けて政府が取り組むべき施策を取りまとめたものであり、関係行政機関・事業者等とも連携しつつ、児童の性的搾取等の撲滅に向けた諸対策を強力に推進していく。

こうした取組には、児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化と厳正な対応⁷、矯正施設における性犯罪再犯防止指導等の実施⁸、保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの

⁶ 警察が把握しているいわゆる「JKビジネス」の営業店舗数は、162店（2019年12月末時点）。いわゆる「JKビジネス」営業に係る経営者や客等の検挙件数は12件8人（同）。

⁷ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反等による児童の性的搾取等事犯に対する取締りを強化する。特に、児童ポルノ事犯については、都道府県警察の合・共同捜査を積極的に推進するなどして、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯、児童ポルノ販売グループ等による事犯、ファイル共有ソフト利用事犯等の悪質な児童ポルノ事犯の検挙の徹底を図る。また、児童ポルノ事犯の情報集約・分析により、被害児童を特定して保護するとともに、製造被疑者を検挙することにより児童ポルノの供給源を根絶する。

児童の性的搾取等事犯に対し、児童買春・児童ポルノ禁止法等の関係法令の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努める。（出典：「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（2017年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）5-③）

⁸ 刑事施設において、強制わいせつ、強姦その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的を

実施⁹、児童相談所・市町村における児童等への支援¹⁰等が含まれる。

また、2020年6月には、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定された。同方針に基づき、2020年度から2022年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者の支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組んでいる。

(2) JKビジネス

JKビジネスについては、日本政府は、2017年3月、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会の報告書「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要問題について～」等を踏まえ、関係府省が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置した。

同会議においては、同年5月に「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」を策定しており、同対策に基づき、関係府省の連携の下、更なる実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化などの取組を推進していく。

もって人の生命若しくは身体を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足がある受刑者を対象に、認知行動療法の手法をベースとしたグループワーク等により構成された性犯罪再犯防止指導を実施する。同指導の効果的な実施に当たり、これまでの処遇効果の検証を踏まえた上で、指導の実施体制及び指導実施対象者の選定方法等の充実を図る。(出典：「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(2017年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)5-⑨)

少年院において、本件の非行名が性非行に該当する者(例えば、強盗・強制的性交等、強制的性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等)又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行を惹起した者(性的な動機の基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等)のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められる者を対象に、性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活を身につけることを目的として、ワークブックを用いたグループワーク又は個別指導を中核に位置付け、そこに対人関係指導、被害者心理解指導、性教育等を組み合わせた包括的な性非行防止指導を実施する。また、重点的かつ集中的に同指導を実施する必要がある在院者については、重点指導施設に移送して行っているところ、同指導に係る効果検証を適切に進め、PDCAサイクルに基づくプログラムの充実を図る。(出典：「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(2017年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)5-⑩)

⁹ 保護観察所において、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者のうち、本件処分の罪名に、強制わいせつ、強制的性交、準強制的わいせつ・準強制的性交、集団強制的性交等(いずれも未遂を含む。)が含まれる者、本件処分の罪名いかんにかかわらず、犯罪の原因や動機が性的欲求に基づく者を対象に、心理学等の専門的知識に基づき、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、その犯罪的傾向を改善することを目的とした性犯罪者処遇プログラムを実施する。(出典：「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(2017年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)5-⑪)

¹⁰ 児童相談所において、性的虐待や児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談を受けた場合には、安全確保を必要とする場合の一時保護、専門的な医療的ケアのための医療機関の受診に関する援助、児童心理司によるカウンセリング、自宅に帰ることが困難な児童等に対する児童福祉施設への入所措置等を行うほか、被害の状況を確認し、警察への通報を実施する。また、市町村においては、要保護児童対策地域協議会を活用して、児童相談所等関係機関と十分な連携及び情報共有を図り、身近な場所において、性的虐待を含む児童虐待を受けた児童に関する相談に応じ、必要な支援を実施する。加えて、虐待を受けたと思われる児童を見つけたとき等に、ためらわずに児童相談所へ電話してもらえよう、匿名での通報が可能である旨も含め、児童相談所全国共通ダイヤル(189)の周知徹底を図る。(出典：「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(2017年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)4-⑦)

(3) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）

日本政府においては、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、関係省庁間の緊密な連携を図り、国際社会と協調し、これを早急かつ着実に推進するため、2004年、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、2014年には「人身取引対策行動計画2014」を決定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を開催することとした。また、日本は、2017年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（国際組織犯罪防止条約人身取引議定書）」を締結した。日本政府は、現在、同計画に基づき、「人身取引対策推進会議」を中核として、関係省庁が連携し、取締り、被害者の保護・支援等の各種取組を実施しており、今後とも、人身取引の根絶を目指し、政府一丸となって取り組んでいく。

3 いじめ

【現状】

学校におけるいじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。

(1) 小学校、中学校、高等学校における暴力行為、いじめ等の児童生徒の問題行動等について全国の状況

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った2019年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は78,787件、いじめの認知件数は612,496件であり、それぞれ前年度に比べ約8%及び約13%増加した。特に、小学校における暴力行為の発生（2013年：10,896件→2019年：43,614件）及びいじめの認知（2013年：118,748件→2019年：484,545件）が大幅に増加している。

また、いじめのうち、携帯電話等を使ったいじめの認知件数は17,924件であり、前年度に比べ約10%増加しており、重要な課題である。

(2) いじめに係る人権相談及び人権侵犯事件の件数

2019年中に、法務省の人権擁護機関に寄せられた学校におけるいじめに係る人権相談件数は10,498件、同機関が調査を開始した人権侵犯事件数は2,944件となっている。

【具体的な取組】

(1) 犯罪行為となるいじめ

学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害を受けた児童生徒や保護者の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっている。また、被害児童等の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、少年サポートセンターの少年補導職員等により、カウンセリング等の継続的な支援を行うなどしており、今後もこうした取組を継続していく。

(2) いじめの認知及び学校の組織的対応の促進

いじめの問題について、2013年6月に、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を定めた「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月に施行された。文部科学省では、同法に基づき、同年10月に、「いじめの防止等のための基本的な方

針」を策定し、2017年3月にはこれを改定するとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定した。

なお、上記基本方針においては、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、これらの児童生徒に対する理解の促進等を行うよう示している。

これらの法や基本方針等に基づく対応が徹底されるよう、①教育委員会の生徒指導担当者や校長などの管理職に対する研修会の実施、②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等によるいじめに関する、子どもが相談しやすい教育相談体制の充実などの取組を進めていく。

(3) 新型コロナウイルス感染症

感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではないため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮することを周知するとともに、子どもや保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等を文部科学省のホームページ、SNS等を通じて周知していく。

4 体罰

【現状】

学校における体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならないと定められている。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

文部科学省が児童生徒に対する体罰の実態を把握し、体罰禁止の徹底を図るため、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して調査を依頼した結果、国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含む）、中等教育学校、特別支援学校における2018年度中の体罰発生件数は767件で、被害を受けた児童生徒数は1,474人上ったものの、2012年度中の体罰発生件数（6,721件）及び被害児童生徒数（14,208人）と比較して大きく減少した。

また、家庭における体罰については、2016年に、児童虐待防止法において、親権者は児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨明記された。しかし、保護者がしつけの一環である体罰と称して児童虐待が行われていた事案があったことを踏まえ、2019年、児童福祉法及び児童虐待防止法等が改正された。

体罰に係る人権相談及び人権侵犯事件の件数

2019年中に、法務省の人権擁護機関に寄せられた体罰に係る人権相談件数は442件、同機関が調査を開始した人権侵犯事件数は141件となっている。

【具体的な取組】

(1) 学校における体罰

体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であることを、通知等により周知徹底に努めている。

また、運動部活動においては、2013年5月に策定した「運動部活動での指導のガイドラ

イン」や 2018 年 3 月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化部活動については 2018 年 12 月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において校長及び部活動の指導者に対して障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮を含む生徒の心身の健康管理や体罰・ハラスメントの根絶を徹底するよう求め、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、都道府県及び学校の設置者は支援及び指導・是正を行うこととしている。今後もこれらガイドラインの周知徹底を図るとともに、必要なフォローアップを実施していく。

(2) 家庭における体罰

従来より、体罰等によらない育児を推進する啓発資料を作成し、乳幼児健診や保育所等で配布するなどしており、子育てに体罰や暴言を使わないことや、育児の負担を一人で抱え込まず、自治体等に相談を行うこと等について周知を行ってきた。

さらに、保護者がしつけの一環である体罰と称して児童虐待が行われていた事案があったことを踏まえ、2019 年 6 月に成立、2020 年 4 月に施行された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないこととし、家庭における体罰が禁止された。

これを踏まえ、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、国民に分かりやすく説明するための「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」を取りまとめ、リーフレット等を活用した周知を行っており、今後もこうした取組を進めていく。

なお、法改正の施行後 2 年を目途として、民法の懲戒権の規定の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとしている。

(3) 施設等における体罰

2009 年 3 月に策定された「被措置児童等虐待対応ガイドライン」において、施設長等による体罰の事案への対応を例示するなど、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応や再発防止のための様々な取組を総合的に進められるよう示している。

また、2019 年 6 月に成立、2020 年 4 月に施行された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、家庭における体罰の禁止に併せ、児童相談所長、里親、施設長等による体罰も禁止された。

これらについて、今後も周知徹底を図っていく。

5 その他の分野における現状及び関連の取組

(1) スポーツにおける暴力

スポーツは、スポーツ基本法にうたわれているとおり、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神の涵養(かんよう)などのために行われるものであり、暴力とは相いれるものではない。

2013 年 2 月 5 日、スポーツの指導において暴力を行使する事案が明らかになったことを受け、「スポーツ指導における暴力根絶へ向けて」と題する文部科学大臣メッセージを発表した。

また、同年 4 月、文部科学副大臣(スポーツ担当)の下に「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議(タスクフォース)」が設置され、「新しい時代にふさわしいスポーツの指導法」の在り方について「新しい時代にふさわしいコーチング」を「競技者やスポーツそのものの未来に責任を負う社会的な活動」とし、今後取り組むべき具体的な課題を提言した。

このような提言を受け、スポーツ庁では、スポーツの指導の場面において、スポーツの

価値を脅かす体罰・暴力等を行わず、かつアスリート等の人間的成長を促すことが重要であるという認識の下、このような資質能力を有するグッドコーチを養成するためのモデル・コア・カリキュラムを作成し、2019年4月から、本カリキュラムを公益財団法人日本スポーツ協会が全国で実施する公認スポーツ指導者養成事業において導入している。

また近年、様々な中央競技団体（NF）において、ガバナンスの機能不全等により、スポーツ界を毀損するような様々な不祥事案が発生したことを踏まえ、スポーツ庁では、2019年6月に中央競技団体向け、2019年8月に一般スポーツ団体向けのスポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めた「スポーツ団体ガバナンスコード」を制定した。同コードではスポーツ指導者及び団体役職員等に向けたコンプライアンス教育を実施することのほか、通報制度や懲罰制度を構築することを規定しており、スポーツ庁では同ガバナンスコードの周知徹底を図るとともに、必要なフォローアップを実施していく。¹¹

（2）子供・若者育成支援

日本政府は子ども・若者育成支援推進法に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めた大綱を2016年に策定し、取組を進めてきた。同大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされており、「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」において、2019年4月より同大綱の見直しの方向性等について議論が行われた。

日本政府は、2020年12月に公表された同会議報告書を踏まえ、2021年4月6日に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」を策定した。同大綱においては、①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、④子供・若者の成長のための社会環境の整備、⑤子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援、を基本的な方針としており、日本政府は同大綱に基づき、児童の権利条約の理念にのっとり、引き続き子どもに対する暴力をなくす取組を行っている。

V 今後の行動計画の実施に関するマルチ・ステークホルダーの連携

1 前述のとおり、子どもに対する暴力をなくすための7つの戦略を明記したWHOのINSPIREにおいては、分野横断的な取組が訴えられている。こうした分野横断的な取組を進めるための枠組みとして、GPeVAC自体がマルチ・ステークホルダーにより運営される形となっており、本行動計画についても、その策定の過程から、「子どもに対する暴力撲滅円卓会議」及び同ワーキング・グループに政府、市民社会、民間企業、国際機関、財団、研究者、専門家、子ども等の多様なステークホルダーの参加を得てきた。

2 本行動計画の実施に当たっては、こうしたマルチ・ステークホルダーの枠組である「子どもに対する暴力撲滅円卓会議」及び同ワーキング・グループを維持し、各府省庁・各ステークホルダーによるそれぞれの取組を確実に進めていく。また、地方自治体、民間団体、市民社会等による子どもに対する暴力をなくすための取組も重要である。今後は、関係府省庁間の連携、さらには、関係府省庁と関係者の連携を進めることを目指す。さらに、「子どもに対する暴力撲滅円卓会議」においては、本行動計画の評価・モニタリングを行うとともに、計画の見直しを行うこととする。見直しに際しては、引き続き子どもたちの声を広く聴取し、こうした声を踏まえるよう努める。

3 具体的な計画は次のとおりとする。

（1）マルチ・ステークホルダーの枠組である「子どもに対する暴力撤廃のための円卓会

¹¹ スポーツ庁では、スポーツにおける暴力から子どもを守ること等を内容とするユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」の周知を推進している。

議」または同ワーキング・グループにおいて、毎年、本行動計画の実施状況について評価・モニタリングを実施する。

(2) 上記評価・モニタリングは、SDGs ターゲット 16.2 の達成を念頭に、本行動計画に記載したデータの最新版を基に実施する。その際、WHO、UNICEF、GPeVAC 等の国際機関が使用している指標や統計項目も参照する。

(3) 本行動計画は、毎年の評価・モニタリングの結果も踏まえつつ、3年後を目処に見直しを行う。

(了)